

介護老人保健施設 フィオーレ久里浜 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用約款

（約款の目的）

第1条 介護老人保健施設 フィオーレ久里浜（以下「当事業所」という。）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険条例の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、一定の期間、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び利用者の主介護者（以下「主介護者」という。）は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設 フィオーレ久里浜通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用同意書の当事業所への提出により効力を有します。但し、主介護者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当事業所の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を利用することができるものとします。

（利用者からの解除）

第3条 利用者及び主介護者は、当事業所に対し、利用中止の意思表明をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び主介護者は、速やかに当事業所及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。

但し、利用者が正当な理由なく、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当事業所にお支払いいただきます。

（当事業所からの解除）

第4条 当事業所は、利用者及び主介護者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③ 利用者及び主介護者が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず20日間以内に支払われない場合
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供を超えると判断された場合
- ⑤ 利用者又は主介護者が、当事業所、当事業所の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

(利用料金)

- 第5条 利用者又及び主介護者は、連帯して、当事業所に対し、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの対価として、利用者の要介護度（要支援）をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。
- 2 当事業所は、利用者及び主介護者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び主介護者は、連帯して、当事業所に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
 - 3 当事業所は、利用者又は主介護者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は主介護者の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

- 第6条 当事業所は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。
- 2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、主介護者、その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

- 第7条 当事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し利用者に対する身体拘束を行いません。但し、他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、ご家族に同意をいただき、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第8条 当事業所とその職員は、当事業所の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は主介護者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、条例上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。
- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後及び事業所職員の退職後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第 9 条 通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は救急処置を行うとともにご家族及び主治医へ連絡を入れ、救急病院への受診を行う。

(事故発生時の対応)

第 10 条 サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行います。

- 2 事業所医師が専門的な対応が必要と判断した場合、協力医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 同時にご家族へ連絡を入れ状況の説明を行うとともに、保険者への事故報告を行います。

(要望又は苦情等の申出)

第 11 条 苦情及びご相談に関しては支援相談員が担当します。

また、事業所 1F に「ご意見箱」を設置しており管理者へ直接お申し出いただくこともできます。

(賠償責任)

第 12 条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び主介護者は、連帶して、当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 13 条 この約款に定められていない事項は、介護保険条例その他諸法令に定めるところにより、利用者又は主介護者と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

(虐待の防止)

第 14 条 当施設は、虐待の発生またはその再発を防止するための対策を検討する委員会の開催、職員への周知を行い、指針の整備、研修を定期的に実施する。

介護老人保健施設フィオーレ久里浜のご案内
(令和6年4月1日現在)

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

- ・事業所名 介護老人保健施設フィオーレ久里浜
- ・指定年月日 平成14年4月15日
- ・所在地 神奈川県横須賀市神明町1028-7
- ・電話番号 046-835-0132
- ・FAX番号 046-838-0905
- ・管理者名 岸 賢治
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(1451980051号)
- ・共用設備 食堂、一般浴室、特別浴室、機能訓練室、デイルーム、談話室、茶室、喫茶コーナー、家族介護教室、相談室、診察室、ボーランティア室、エレベーター、厨房

(2) 介護老人保健施設フィオーレ久里浜の運営方針

- ・利用者が快適な通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)のサービスを受けられるように、高齢者ケアの基本を踏まえた日常生活でのサービスを提供します。
- ・職員と家族の結びつきを大切にし、利用者と家族の絆がより深まるような援助サービスを提供します。
- ・利用者の個々の症状、状態に応じたケアプランを作成します。
- ・より良いサービスの提供が行われるように、職員全員が研修、研鑽に励みます。
- ・生活リハビリを中心としたQOL (Quality of life) の向上をはかります。
- ・利用者と家族のプライバシー、および事業所に対する意見を尊重します。
- ・職員一同、笑顔と思いやりを大切にした事業所を目指します。

(3) 事業所の職員体制

令和6年2月1日現在

	実人数	業務内容
・管理者	1	運営責任者、従業員の総括、指導
・医 師	1	診療及び健康管理
・看護職員	3	医師の指示による医療行為、薬剤管理
・介護職員	11	生活介護
・支援相談員	1	利用者、ご家族からの相談、居宅介護支援事業所との連携
・理学療法士	5	理学療法によるリハビリテーション
・作業療法士	4	作業療法によるリハビリテーション
・言語聴覚士	0	言語療法によるリハビリテーション
・管理栄養士	1	栄養管理
・事務員	11	事務全般、施設管理、送迎

(4) 通所定員 50名

2. サービス内容

- ① 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
昼食 12時～13時
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ リハビリテーション
 - ・リハビリテーション実施計画書の立案
 - ・リハビリテーションマネジメント
 - ・個別リハビリテーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理
- ⑨ その他

3. 協力医療機関等

当事業所では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようになっています。

- ・協力医療機関
 - ・名 称 横須賀共済病院
 - ・住 所 横須賀市米が浜通1丁目16番地
 - ・TEL 046(822)2710
- ・協力歯科医療機関
 - ・名 称 古屋歯科医院
 - ・住 所 横須賀市舟倉1丁目14番地5号
 - ・TEL 046(833)0050

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 事業所利用に当たっての留意事項

- ・ 事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は保険給付外の利用料と位置付けられていますが、同時に、事業所は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 飲酒・喫煙については原則禁止させていただきます。
- ・ 事業所内への火気（マッチ、ライター他）の持ち込みは禁止します。
- ・ 事業所内の設備・備品の利用の際は職員にお知らせください。
- ・ 危険防止のため屋上、機械室、浴室への無断立入りは禁止します。また無断で事業所外へ出ることは出来ません。
- ・ 金銭及び貴重品の持ち込みに関しては原則禁止といたします。
- ・ 事業所では利用者個人の信仰の自由は尊重いたしますが、他の利用者への勧誘、布教、ビラ配り等は禁止いたします。
- ・ ペットの持ち込みはご遠慮ください。
- ・ 利用者の「営利行為、特定の政治活動」は禁止します。
- ・ その他、他の利用者への迷惑となる行為は禁止します。

5. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、甲種防火管理資格者を充てる。
 - (2) 火元責任者には、事務長を充てる。
 - (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
 - (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
 - (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
 - (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……………年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……………隨時
- その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

6. その他

当事業所についての詳細は、パンフレットを用意しております。
必要な方は、支援相談員までお声掛けください。

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）について
(令和6年4月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）についての概要

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）については、要介護者（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当事業所を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者ご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者・主介護者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

※別紙、料金表に記載

個人情報の利用目的

(令和6年4月1日現在)

介護老人保健施設フィオーレ久里浜では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

苦情等問い合わせ窓口一覧

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

	問い合わせ先	担当部署 (責任者)	電話番号	受付時間
施設	介護老人保健施設 フィオーレ久里浜	相談室 (工藤 順子)	046-835-0132	午前 8 時 30 分 ～午後 5 時 15 分 (日、年末年始除く)
市	横須賀市 民生局福祉こども部	介護保険課 給付係	046-822-8253	午前 8 時 30 分 ～午後 5 時 15 分 (土、日、祝祭日、 年末年始除く)
市	三浦市保健福祉部	高齢介護課	046-882-1111	午前 8 時 30 分 ～午後 5 時 15 分 (土、日、祝祭日、 年末年始除く)
国保連	神奈川県 国民健康保険団体連合会	介護苦情相談課	045-329-3447	午前 8 時 30 分 ～午後 5 時 15 分 (土、日、祝祭日、 年末年始除く)

※横須賀市以外の方は、当該市町村介護保険担当窓口へご相談下さい。

介護老人保健施設 フィオーレ久里浜

通所リハビリテーション

(介護予防通所リハビリテーション) 利用同意書

介護老人保健施設フィオーレ久里浜の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)を利用するにあたり、介護老人保健施設フィオーレ久里浜通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用約款を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意し、これを受領いたします。

平成 年 月 日

<説明者>

氏 名

印

<利用者>

住 所

氏 名

印

<主介護者>

住 所

氏 名

印

介護老人保健施設フィオーレ久里浜

管理者 岸 賢治 殿

【本約款第5条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

【本約款第9条緊急時及び第10条3項事故発生時の連絡先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	